

全農薬通報

No. 326

令和2年11月30日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・第296回理事会
- ・第55回通常総会
- ・第297回理事会

◎関係団体からのお知らせ

- ・新農薬実用化試験成績検討会の開催について
- ・除草剤・生育調節剤試験成績検討会の開催について

◎行政からのお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染症対策について(年末年始、2月末まで)

◎全農薬ひろば

- ・コスモス



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL : 03-3254-4171

FAX : 03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail : info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

令和2年（2020年）

12月 9日（水） 15:00～17:00 第295回理事会（執行部協議会、各委員会）
（通常・リモート・書面混合会議）

12月10日（木） 10:30～11:30 全農薬受発注システム利用メーカー協議会 総会
（リモート会議）

令和3年（2021年）

1月 4日（月） 仕事始め

1月 5日（火） 農薬工業会賀詞交歓会 中止

1月 未定 農薬工業会との情報交換会（執行部 リモート会議を予定）

2月 未定 植物防疫研修会（一社）日本植物防疫協会会議室

令和2年度 北陸地区会議 中止

令和2年度 中国・四国地区会議 中止

令和2年度 近畿地区会議 中止

令和2年度 東海地区会議 中止

令和2年度 関東・甲信越地区会議 中止

令和2年度 東北地区会議 中止

令和2年度 北海道地区会議 中止

令和2年度 九州地区会議 中止

「植防関係団体」

5月19日（水） 令和3年度 農薬工業会 総会

6月10日（木） 令和3年度 農林水産航空協会 総会

6月11日（金） 令和3年度 日本植物防疫協会 総会

6月16日（水） 令和3年度 緑の安全推進協会 総会



彼岸花（ヒガンバナ・曼珠沙華）

撮影場所：小石川後樂園

花言葉：「情熱」「独立」

組合からのお知らせ

1. 第 296 回理事会議事録

開催日時 令和 2 年 11 月 17 日（火） 14:00～15:30

開催方法 リモート出席、書面事前審議

出席者 理事 20 名中 リモート 13 名出席、書面事前審議 7 名

（理事長）大森 茂：リ （副理事長）栗原秀樹：書

（理事）木幡光範：リ、坂本和夫：書、菊地正浩：書、山本真一：リ、伊藤一貴：リ

三枝徹也：リ、中村哲郎：リ、鈴木健司：書、青木貴行：リ、堅田充宏：リ

宇野彰一：書、橋爪雅彦：リ、田中公浩：リ、喜多泰博：リ、池田洋一：リ

宮崎到：書、安武広信：リ、安部了一：書

（監事）北濱宏一：リ、佐藤 剛：リ、村上昭一：リ

注 リ：リモート、書：書面審議



（1）議決事項

1）第 55 回通常総会提出議案について

第 1 号議案 令和 2 年度決算関係書類承認の件

第 2 号議案 令和 3 年度賦課金の金額及びその
徴収方法決定の件

第 3 号議案 令和 3 年度事業計画(案)並びに収
支予算(案)承認の件

第 4 号議案 令和 3 年度借入金最高限度額(案)決定の件

第 5 号議案 役員報酬額(案)決定の件

第 6 号議案 役員任期満了につき改選の件

（2）協議事項

1）令和 3 年度地区会議の開催について

2）第 56 回通常総会・安全協第 43 回全国集会の日程、会場について

（3）その他

1）令和 3 年共同購買事業新価格について

2）クロルピクリン剤の指導農薬への組み入れについて

事務局より本日の出欠状況が報告され、理事 20 名中 リモート出席 13 名、書面事前審議 7 名で理事会が有効に成立する事、監事 3 名にもリモート出席いただいている旨が告げられた。

議事経過

大森理事長挨拶文(総会挨拶を含む)

本日はご出席いただき有難うございます。

今年度は、4月・9月の理事会は書面審議という形になり、その間執行部協議会は数回WEB形式で開催しましたが、なかなか実のある協議が出来ない状況であったことを申し訳なく思います。

2年前に、3つの活動テーマを掲げました。

- ①全農薬の仲間を増やすこと
- ②農薬のイメージアップを図ること
- ③全農薬の改革をすること

一番目の仲間を増やすことについては、組合員数は事業の縮小で退会される組合員もいて減少しましたが、安全協については、農薬安全コンサルタントの制度を見直して、活動の枠を拡げられるようにしました。

二番目については、農薬の必要性を理解してもらう農薬シンポジウムが今年度は開催出来ず道半ばの状況です。

そして三番目の改革に向けて、コンプライアンス委員会を総務委員会に統合し、新たに近未来構想委員会を新設し、業界環境の変化に全農薬が対応出来ていない問題や課題を地区会議などを通じて整理した状況です。

先日、全農薬の役員を長年された方より連絡をいただき、営業面だけでなく、組合員の事務効率化を図れるように仕入先へ検討要望を全農薬として取り組んでほしいとの提案を受けました。

具体的には、仕入業務の簡略化であったり、期限切れ農薬の処理の合理化など問題提起を頂きました。

組合員一社だけでは解決しない問題点を全農薬としてどう受け止め、組合員目線でどう改善していくか、今後は近未来構想委員会としてではなく、4つの委員会で役割を定めて、改革を進めていくことが全農薬に課せられた役割と思います。

今期を以て、4人の役員が退任されます。

北濱監事に置かれては、教育安全委員長・IT広報委員長として新たな機軸で風を起こしてくれました。

宮崎理事に置かれては、副理事長・近未来構想委員長として新たな視点を提案いただきました。

坂本理事また池田理事に置かれては、それぞれの地域における全農薬活動に大変ご尽力をいただきましたことを、感謝いたします。

現在、農業の現況は、地域・作物により、様々な動きが芽吹いているように思います。

先日、中国四国の植物防疫協議会が岡山で開催され出席しましたが、全農からは園芸部園芸開発課審査役の方が出席され、消費者が求める作物を作る産地作りをサポートする役目

を担当されていると聞きました。

全農薬としての活動をする中で、組合員個々に新たな気づきができるような事業にしていければと考えています。

今後とも、様々な相談相手となれるような組織運営を目指して行きたいと思いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

議決事項

1) 第 55 回通常総会提出議案について

第 1 号議案 令和 2 年度決算関係書類承認の件

第 2 号議案 令和 3 年度賦課金の金額及びその徴収方法の決定の件

第 3 号議案 令和 3 年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第 4 号議案 令和 3 年度借入金最高限度額(案)決定の件

第 5 号議案 役員報酬額決定の件

第 6 号議案 役員任期満了につき改選の件

第 1 号議案について、本年は主要剤のカーメックス剤、マラソン剤は好調に推移したものの、ジマンダイセン剤、カルホス剤の前年割れが大きく影響し、結果的に減収減益になったことが報告された。全農薬ビルは 4 階が空室状態となっており、現時点では入居の見通しが立っていないことも報告された。

第 1 号議案から第 6 号議案まで提出議案について諮り、全員異議なく承認された。

協議事項

1) 令和 3 年度地区会議の開催について

来年 2 月に開催予定の各地区会議については、新型コロナウイルス感染拡大が続いている中、感染拡大防止と出席される皆様方の安全を最優先に考慮し、誠に残念ながら会議開催の中止を執行部として協議した。

講演と農薬コンサルタントリーダーになるためのポイント付与については、以下の通り形を変えて実施したいと示した。

講演会に代わり、講演の 1 コマは全農薬事務局が作成し、全農薬ホームページを通じて「スマート農業」のパワーポイントを閲覧できるようにし、アンケートの提出を受け内容を確認することでポイントを付与する。

もう 1 コマは、各地区で講演に代わる内容を検討し、資料等を配布して上記アンケートの意見欄に「貴地区におけるもう一つの講演資料を読み、ご意見をお聞かせください」と記載し併せ返送してもらう。内容を確認しポイントを付与する。

指導農薬についても、シンジェンタ社、コルテバ社にパワーポイントの作成を依頼し、全農薬ホームページから閲覧可能なものとし、指導農薬啓蒙活動の一助とする。

講演会・指導農薬講演を、開催時期を遅らせることで集まることが可能な地区は、講演会 2 コマと指導農薬講演を地区会議から独立させて実施する。

来年 2 月の地区会議の開催が出来ないこと、とても残念ではありますが、上記の通り形を変えて講演会に代わる内容を準備し実施することについて、了解を得た。

2) 第 56 回通常総会・安全協第 44 回全国集会の日程、会場について

令和 3 年 11 月 17 日(水) 海運クラブにて行うこととした。

その他

1) 令和 3 年共同購買事業新価格について

・ジーフアイン水和剤 0.12%値下げ (500g△2 円/袋、250g△1 円/袋) 12 月共同購買分より

2) クロルピクリン剤の指導農薬への組み入れ

クロルピクリン剤は土壌被覆が必要な薬剤であり、その安全使用に向けた啓蒙活動はクロルピクリン工業会として実施しているものの不十分な被覆による事故は発生している。農水省からも、クロルピクリン剤の安全使用啓蒙活動に全農薬として役割を担って欲しい旨の要請もあり、全農薬(安全協)とクロルピクリン工業会で協議を重ね、令和 3 年度よりクロルピクリン剤を指導農薬に加えることで合意した。

以上

2. 第 55 回通常総会

招集日時 令和 2 年 10 月 13 日(火)

開催日時 令和 2 年 11 月 18 日(水)

開催場所 全農薬 9F 会議室 (千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル)

議題

第 1 号議案

令和 2 年度決算関係書類承認の件

第 2 号議案

令和 3 年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

第 3 号議案

令和 3 年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第 4 号議案令和 3 年度借入金最高限度額(案)決定の件



第5号議案 役員報酬額(案)決定の件

第6号議案 役員任期満了につき改選の件

組合員数 197 社(令和2年9月30日時点)

出席組合員数 3 社(内本人3 社、
書面審議結果提出 152 社)出席理
事の氏名(20 名中 2 名出席)

栗原 秀樹、宇野 彰一

出席監事(リモート)

佐藤 剛

議長の氏名

宇野 彰一

議事録の作成に係る職務

鈴木 敦 (参事)



開会

事務局鈴木参事より通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大の防止と、出席組合員の安全を最優先に考慮し、出来る限り少人数で開催し、事前に書面による審議結果を確認することとしたこと、結果出席組合員数は第55期末組合員数197社に対し、本人出席が3社(内1人はリモート出席)、書面審議結果提出152社、合計155社であり、定款第41条の法定数を満たしているので、有効に成立する旨を報告し開会を宣言した。

大森 理事長より挨拶文(第296回理事会議事録)

議長選出

栗原副理事長から議長の選出を如何にするかと諮る。

副理事長一任との声があり、栗原副理事長は滋賀県株式会社高岡屋宇野彰一氏を指名。

全員拍手をもって承認、宇野議長が議長席につき、議事に入った。

議事経過の要領及びその結果

第1号議案令和2年度決算関係書類承認の件

事務局鈴木参事が庶務関係、決算関係を事業報告書に基づき説明した。

次いで佐藤監事が、その内容は適切なものと認める監査報告を行った。

宇野議長から第1号議案について諮る。拍手をもって原案通り承認された。

第2号議案令和3年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

1.賦課金の額本社加入

2.教育情報賦課金の額

3.納入方法 令和3年3月1日に預金口座振替するものとする。

宇野議長から第2号議案について諮る。拍手をもって原案通り承認された。

第3号議案令和3年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

事務局鈴木参事から事業報告書に基づき説明した。

宇野議長から第3号議案について諮る。

拍手をもって原案通り承認された。

第4号議案令和3年度信入金最高限度額(案)決定の件

令和3年度借入金最高限度額は5億円とする。

宇野議長から第4号議案について諮る。

第5号議案役員報酬額(案)決定の件

役員報酬額は800万円以内とする。

宇野議長から第5号議案について諮る。

拍手をもって原案通り承認された。

第6号議案役員任期満了につき改選の件

宇野議長より役員全員の任期が本総会終結をもって満了するので改選の必要がある旨述べ、定められた「役員選挙規約」に基づき立候補及び役員候補者推薦の届け出を募った結果が宇野議長から第55期事業報告書に記載されている名簿に基づき、下記の通り報告された。

理事

木幡光範(北海道)、 池田憲亮(秋田県)、 山本真一(福島県)、
伊藤一貴(群馬県)、 栗原秀樹(埼玉県)、 三枝徹也(山梨県)、
村上昭一(愛知県)、 青木貴行(三重県)、 堅田充宏(岐阜県)、
中村哲郎(石川県)、 宇野彰一(滋賀県)、 橋爪雅彦(和歌山県)、
大森茂(岡山県)、 田中公浩(広島県)、 喜多泰博(香川県)、
金井正和(愛媛県)、 安部了一(熊本県)、 安武広信(熊本県)

監事

佐藤剛(岩手県)、 菊地正浩(宮城県)、 鈴木健司(愛知県)

宇野議長から「役員候補者が定款に定められた定数以内であるので無投票で全員が当選となり、新役員が決定する」との報告があった。

全員拍手をもって承認。なお、役員全員はリモートによる理事会において就任を承諾した。

以上をもち第55回通常総会のすべての議案の審議を終了し、議長は暫時休憩を宣し、リモートにて新役員による理事会を開催した。

以上

3. 第297回理事会 議事録

開催日時 令和2年11月18日(水) 14:30-15:30

開催形式 リモート会議

出席者 理事 18名中 18名出席

(理事) 木幡光範、池田憲亮、山本真一、栗原秀樹、伊藤一貴、三枝徹也、中村哲郎
村上昭一、青木貴行、堅田充宏、宇野彰一、橋爪雅彦、大森 茂、田中公浩
喜多泰博、金井正和、安部了一、安武広信

(監事) 佐藤 剛、菊地正浩、(鈴木健司：欠席)



議題

(1) 議決事項

- 1) 理事長・副理事長、他執行部選任の件
- 2) 理事・監事の各委員会所属について

その他

- 1) 次回理事会について

議事経過

事務局より本日の出欠状況が報告され、理事の出席が過半数に達しており、理事会は有効に成立する旨が告げられた。理事会の議長を選任しなければならないが、その議長は宇野理事にお願いしたいと諮ったところ、全員拍手をもって承認した。

(1) 議決事項

1) 理事長・副理事長選任の件

宇野議長より、理事長、副理事長、他の執行部の選任にあたり役員選考準備委員会での検討経過(理事長候補選任)の報告を木幡委員に求め、木幡委員が経過説明を行った。

「理事長には大森理事」の案が示され、宇野議長より 大森理事長について諮る。全員

拍手をもって承認。

引き続き宇野議長より 新理事長に新執行部についての考え方を求める。

大森新理事長から新執行部体制作りにおける基本方針「全農薬、各委員会の諸課題に対して継続的に対処していく」を話した後に、副理事長として栗原理事、経済活動委員長に木幡理事、教育安全委員長に橋爪理事、IT・広報委員長に中村理事、総務委員長に山本理事(コンプライアンス担当)、が示された。

宇野議長より、大森新理事長から示された新執行部体制(案)について諮る。全員拍手をもって承認。

次の通り選任され、各氏とも就任を承諾した。

理事長 大森 茂 氏

副理事長 栗原秀樹 氏

総務委員会(委員長) 山本真一 氏

経済活動委員会(委員長) 木幡光範 氏

教育安全委員会(委員長) 橋爪雅彦 氏

IT・広報委員会(委員長) 中村哲郎 氏

新理事長から、各委員会の体制強化に向け副委員長を2名体制にすること、スピード感を以て新体制に臨むために本日各委員を指名する旨の話があり、新体制が示された。

2020-2021年度 全国農薬協同組合 役員組織

統 括	委 員 会	委員長	副 委 員 長	委 員
理事長	総 務 委 員 会	山 本 真 一	宇野彰一・鈴木健司	村上昭一・安部了一
大森 茂	教 育 安 全 委 員 会	橋 爪 雅 彦	菊地正浩・安武広信	木幡光範(兼務)・池田憲亮・三枝徹也・青木貴行(兼務)・金井正和(兼務)
副理事長	経 済 活 動 委 員 会	木 幡 光 範	伊藤一貴・田中公浩	青木貴行・金井正和
栗原 秀樹	IT ・ 広 報 委 員 会	中 村 哲 郎	堅田充宏・喜多泰博	佐藤 剛
監 事		佐藤 剛 ・ 菊地正浩 ・ 鈴木健司		

※ 教育安全委員会は、各地区に他の委員会との兼務も含めて各1名配置。

次回、理事会は12月9日(水)15時から(執行部協議会13時から)で会議形式は、来場出席、リモート出席、書面審議の組合せとした。

宇野議長：本日の議事の終了を宣言。

以上

3. 令和2年度植物防疫地区協議会（植物防疫ブロック会議）

(1) 北海道・東北地区植物防疫協議会

開催月日：11月26日（木）、27日（金）

開催場所：仙台合同庁舎A棟8階講堂（仙台市青葉区本町3-3-1）

仙台合同庁舎B棟会議室

1日目（午後）：全体会議

2日目（午前）：分科会

① 水稻・野菜等病害虫分科会

② 果樹病害虫分科会

③ 農薬分科会

全農薬参加者：手嶋 紀雄（株式会社ケーエス 菊池正浩理事 代理）

(2) 関東地区植物防疫協議会

開催月日：11月24日（火）、25日（水）

開催場所：さいたま新都心合同庁舎2号館5階 大研修室5A

（さいたま市中央区新都心2-1）

1日目：全体会議、植防分科会

2日目：植防分科会、農薬分科会

全農薬参加者：植草 秀敏 技術顧問

(3) 植物防疫北陸地区協議会

開催年月日 11月18日（水）、19日（木）

開催場所：金沢広坂合同庁舎大会議室（石川県金沢市広坂2丁目2番60号）

1日目：全体会議

2日目：分科会

① 植物防疫分科会

② 農薬分科会

農薬参加者：森下 直樹（日栄商事株式会社 中村理事 代理）

(4) 東海・近畿地区植物防疫事業検討会

開催月日 11月25日（水）、26日（木）

開催場所：桜華会館 松の間、梅の間（名古屋市中区三の丸1丁目7番2号）

1日目：午後

全体会議

① 植物防疫分科会

② 農薬分科会

2日目：午前

全体会議

全農薬参加者：横井 秀敏（株式会社金星商会 鈴木健司理事 代理）

(5) 植物防疫中国四国地区協議会

開催月日：11月12日（木）、13日（金）

開催場所：岡山県農業共済会館大会議 室岡山県岡山市北区桑田町 1-30

岡山第2合同庁舎 10階 第10A・B会議室

（岡山県岡山市北区下石井 1-4-1）

1日目：13:30-17:00

全体会議

① 植物防疫分科会

② 農薬分科会

2日目：9:00-12:00

全体会議

全農薬参加者：大森 茂 理事長

(6) 植物防疫九州・沖縄地区協議会

開催月日：11月19日（木）、20日（金）

開催会場：福岡県農村整備センター研修室（福岡県福岡市博多区千代 4-4-28）

1日目 13:00-17:00

全体会議

① 植物防疫分科会

② 農薬分科会

2日目：9:00-12:00 全体会議

全農薬参加者：国と県関係者以外の参加を不可として開催

4. 令和2年度関東地区植物防疫協議会 報告

開催日時：令和2年11月24日(火)10時～16時、25日(水)10時～16時

開催場所：さいたま新都心合同庁舎2号館5F 共用大研修室5A

開催状況：例年と異なり、全体会議後分科会には分かれず、1日目に農薬分科会を、2日目に植防分科会を行う変則開催。また、茨城県、静岡県は当日欠席。

全農薬参加：植草 秀敏



開会の挨拶を行う関東農政局 消費・安全部 山下哲郎部長

第1日目(24日)

1 開会 関東農政局 消費・安全部 山下哲郎部長より挨拶

関東地区において今年度はスクミリンゴガイの被害拡大、また静岡県におけるトビイロウンカの被害と通常発生のない関東都県においても一部坪枯れなどが発生した。全国的には西日本で収量の半減する地域などがあり大きな被害となった。これら被害には気象条件や薬剤耐性等がかかわっており、この会議で議論される予察や防除対策が今後に生かされる。

農薬取締法の再評価も始まり農薬の安全性には一層の向上が図られることを望む。

新型コロナウイルス感染防止下での開催となり例年とは異なる会議形式についても協力と理解をよろしくお願い。



2 農薬関係

(1) 農薬対策室からの情勢報告：消費・安全局農産安全管理課 濱砂課長補佐より

- ・ 農薬取締法の概要について
再評価制度の導入、再評価に係わる優先度の基準の公表、再評価対象農薬の告示等が解説された
- ・ 農薬の安全性に関する審査の充実について
農薬の使用者に対する影響、蜜蜂の対する影響評価の概要等が解説された
- ・ 農薬の適正使用について
農薬の危害防止について、農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況の調査、被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱の徹底、住宅地における農薬の使用、周知の行き届きにくい農薬の使用者への指導の強化、蜜蜂への危害防止対策等について解説された
- ・ 今後の発生時の対応や適正な取扱いの徹底、危害防止対策についてお願いされた

(2) FAMIC からの情勢報告：農林水産消費安全技術センター(FAMC) 農薬検査部 農薬使用基準審査課 工藤主任調査官より

- ・ 配付資料に基づき農薬登録の状況、指導取締状況、登録農薬の現状等について解説された

(3) 関係団体からの情勢報告：日本植物防疫協会、農薬工業会、JA 全農、全国農薬協同組合、農林水産航空協会、日本植物調節剤研究協会、緑の安全推進協会、日本くん蒸協会より今後の取組について解説された

(4) 議題：各都県より以下について状況報告、農水省・農政局の各担当者との質問と意見交換、全体からの質問意見交換がなされた

ア 農薬危害防止運動の取組について

コロナの影響で研修会等の開催ができなかったところが多数、資料配布等で補ったことなどが報告された

農薬登録のない除草剤について農薬対策室と農政局では、個別の販売店対応では解決

できないと考え、大手チェーン(ホームセンター等)に対して訪問を予定している

イ 蜜蜂の被害防止に係る取組について

依然として事故が全国で十数件起きている無人航空機などの申請、また新たな防除業者等、蜜蜂への被害周知が届いていないところへの周知徹底を行う必要

ウ クロルピクリン剤の適正使用に係る取組について

7月の通知に沿って各都県でも取組についてお願いがあった、また以下のとおりパンフレット、ポスターを作成して隅々まで、クロルピクリン剤使用における被覆の徹底趣致することが依頼された

エ その他

防除業者や新たな農薬使用業者について 農政局の方から都県への講習会の案内を行う。また、住宅地域等における農薬使用における相談は電話でなく、メールで照会することなどが連絡された。

第2日目(25日)

3 植物防疫関係

(1) 植物防疫課からの情勢報告

- ・最初に消費・安全局 植物防疫課 第1班 南部農産安全専門官より国内検疫関係について解説された

侵入警戒調査として、対象を令和4年度までの4年間で現在の14種に加え64種類する。令和2年度内のは11種を予定しており、調査方法を共有する。

クビアカツヤカミキリ、ツマジロクサヨトウ、ウメ輪紋ウイルス等のこれまで経緯と今後の方向性について説明された

- ・続いて消費・安全局 植物防疫課 第2班 生産安全専門官より病虫害発生予察事業関係について解説された

令和2年度の主要病虫害の発生概要と対応として、水稻のいもち病、トビイロウンカ、コブノメイガ、斑点米カメムシ、スクミリンゴガイについて、果樹のカメムシのリンゴ黒星病、モモせん孔細菌病について、野菜及び花き類のタマネギベと病、サツマイモ基腐病、ネギハモグリバエについて、その他はツマジロクサヨトウについて状況等が報告された

(2) 横浜植物防疫所からの情勢報告：横浜植物防疫所業務部国内検疫担当 横山自責植物検査官より解説された

- ・資料に基づき植物検疫の話題として、九州におけるミカンコミバエ種群の誘殺状況
- ・病虫害防除所員研修の中止、地方圏首魁の中止等が連絡された
- ・植物防疫所の著作権物の利用、」キャラクター「ぴーきゅん」の照会

(3) 議題：各都県より以下について状況報告、農水省・農政局の各担当者との質問と意見交換、全体からの質問意見交換がなされた

ア スクミリンゴガイによる被害状況、防除対策について

イ トビイロウンカの発生状況、防除状況について

ウ IPM に関する今後の推進方針の検討について

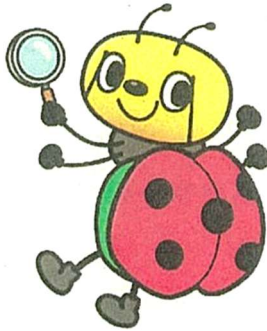
資料のみ意見交換は割愛

エ その他

予察灯のLED化、発生予察高度化の発生予察アプリの使用料や導入時期について
質問があった、未定であるが決まり次第随時報告する

4 閉会：農政局消費・安全部 酒寄農産安全管理課長より締めの挨拶

以上



植物防疫所公式キャラクター

「ぴーきゅん」

関係団体からのお知らせ

1. 2020 年度新農薬実用化試験成績検討会について

日植防協発第 189 号

2020 年 9 月 16 日

全国農薬協同組合 殿

一般社団法人 日本植物防疫協会

2020 年度新農薬実用化試験成績検討会について

平素より当協会の事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現下の新型コロナウイルスの感染拡大により、標記成績検討会の開催は例年同様の方式では難しい状況となっています。このため、今年度の本検討会は感染防止を最優先とし、出席者を検討委員、FAMIC、依頼メーカーおよび事務局に限定して開催することといたしました。

参加を予定していた方々にはご迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。ます。

なお、試験成績集の最終版(電子版)は、例年通り 3 月下旬にご送付いたし何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

2020 年度 新農薬実用化試験成績検討会 開催日程			
区 分	日 程		会 場
	病害分科会	虫害分科会	
茶	10月19日(月)10:00～	同左	東京「ホテルラングウッド」
稲・野菜等			
北海道地域	11月12日(木)10:00～	11月13日(金)10:00～	協会 会議室
東北地域	11月6日(金)10:00～	同左	東京「ホテルラングウッド」
北陸地域	11月9日(月)10:00～	11月10日(火)10:00～	協会 会議室
関東地域	12月1日(火)10:00～	同左	東京「ホテルラングウッド」
東山東海地域	12月2日(水)10:00～	同左	東京「ホテルラングウッド」
近畿中国地域	11月24日(火)10:00～	11月25日(水)10:00～	協会 会議室
四国地域	12月14日(月)10:00～	12月15日(火)10:00～	協会 会議室
九州地域	11月16日(月)10:00～	11月17日(火)10:00～	協会 会議室
寒冷地果樹	12月8日(火)10:00～	同左	東京「ホテルラングウッド」
落葉果樹	12月9日(水)10:00～	同左	東京「ホテルラングウッド」
常緑果樹	12月10日(木)10:00～	同左	東京「ホテルラングウッド」
芝草	10月21日(水)10:00～	※虫害→病害で検討	東京「ホテルラングウッド」
家庭園芸	12月4日(金)10:00～	※病害→虫害で検討	協会 会議室
臨時(※)	12月17日(木)10:00～		協会 会議室

※各地域・分野の検討会当日近くに提出される試験成績を対象とした検討会

2. 2020 年度除草剤・生育調節剤試験成績検討会の開催について

日植調協第 149 号

2020 年 9 月 1 日

各 位

公益財団法人日本植物調節剤研究協会
理 事 長 大 谷 敏 郎

2020 年度除草剤・生育調節剤試験成績検討会の開催について

拝啓 時下、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般下記の検討会を新型コロナウイルス感染拡大防止の面から別紙要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

緑地管理関係 除草剤・生育調節剤試験成績検討会
水稲関係除草剤適 2 試験地域別成績検討会
春夏作芝関係 除草剤・生育調節剤試験成績検討会
畑作・草地飼料作関係 除草剤・生育調節剤試験成績検討会
水稲関係除草剤 直播栽培・畦畔等試験成績検討会
春夏作野菜・花き関係 除草剤・生育調節剤試験成績検討会
水稲関係生育調節剤試験成績検討会

以上

1. 日時：以下表
2. 場所：Web 会議形式にて開催(Zoom)
3. 内容：(1)試験成績の報告及び検討(公開) (2)判定会議(非公開) (3)その他
4. 参集範囲：農林水産省関係、農研機構関係者、(独)農林水産消費安全技術センター関係者、試験実施場所担当者、関係農薬会社、(公財)日本植物調節剤研究協会
5. その他

○出欠について

当協会 HP(<https://japr.or.jp/yakkou/>) より申し込み様式ファイルをダウンロード頂き、必要事項をご記入の上、申込期日までに電子メールに添付して送信願います。

○参加人数について

通信障害リスクの軽減及び会議中の煩雑さ回避のため、参加人数を制限します。ご参加いただくのは各団体 1 名様(PC1 台)までとさせていただきます。

○参加場所について

当該分野の試験委託会社の方は、リモート接続にて会議にご参加下さい。

その他の会員会社の方は、植調会館 3 階会議室にてご参加(傍聴のみ)頂けますが、人数に限りがある為、後日調整させていただきますこと、承知おき下さい。

○会議参加 URL について

お申し込み頂いた出席者の方宛に、会議 URL と入室の際に使用する名前を電子メールにてご連絡致します。

また、会議前に接続テストを行います。接続テスト用 URL も電子メールにてご連絡致します。

○会議資料について

資料は会議前日までに植調会館にて配布致します。配布可能日については、当協会 HP の

2020年度除草剤・生育調節剤試験成績検討会 開催要項

1. 日時

部門	日時	申込期日
緑地管理関係 成績検討会	10 月 22 日(木) 9:30~17:00	9 月 25 日
	10 月 23 日(金) 9:30~17:00	
水稻適 2 試験 地域別成績検討会(北海道)	10 月 28 日(水) 9:30~17:00	10 月 1 日
	10 月 29 日(木) 9:30~12:00	
水稻適 2 試験 地域別成績検討会(東北)	11 月 4 日(水) 9:30~17:00	10 月 2 日
	11 月 5 日(木) 9:30~17:00	
春夏作芝関係 成績検討会	11 月 9 日(月) 13:00~17:00	10 月 8 日
水稻適 2 試験地域別 成績検討会(近畿・中国・四国)	11 月 11 日(水) 9:30~17:00	10 月 9 日
	11 月 12 日(木) 9:30~17:00	
水稻適 2 試験 地域別成績検討会(北陸)	11 月 16 日(月) 9:30~17:00	10 月 15 日
	11 月 17 日(火) 9:30~12:00	
水稻適 2 試験 地域別成績検討会(関東・東海)	11 月 19 日(木) 9:30~17:00	10 月 16 日
	11 月 20 日(金) 9:30~17:00	
水稻適 2 試験 地域別成績検討会(九州)	11 月 25 日(水) 9:30~17:00	10 月 23 日
	11 月 26 日(木) 9:30~17:00	
畑作・草地飼料作関係 成績検討会	12 月 2 日(水) 9:30~17:00	10 月 26 日
	12 月 3 日(木) 9:30~17:00	
水稻関係除草剤 直播栽培・畦畔等 成績検討会	12 月 8 日(火) 9:30~17:00	11 月 6 日
	12 月 9 日(水) 9:30~17:00	
水稻関係除草剤 中央判定会議	12 月 10 日(木) 9:30~17:00	11 月 6 日
春夏作野菜花き関係 成績検討会	12 月 15 日(火) 9:30~17:00	11 月 6 日
	12 月 16 日(水) 9:30~17:00	
水稻生育調節剤 成績検討会	12 月 18 日(金) 9:30~17:00	11 月 6 日

3. 2021 年賀詞交歓会中止について

農薬工第 2020-158 号

2020 年 10 月 16 日

植物防疫団体総務連絡会各位

農 薬 工 業 会

2021 年賀詞交歓会中止について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会恒例の賀詞交歓会につきましては、2021 年 1 月 5 日に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めず、ご参加者の安全確保が困難と判断せざるを得ない事から、中止とさせていただきます。

賀詞交歓会を開催できず誠に申し訳なく、また大変残念ですがご理解を賜りたくお願いいたします。

4. 2020 年虫供養について

農薬工第 2020-152 号

2020 年 10 月 8 日

植物防疫団体総務連絡会 各位

農薬工業会 業務部

虫供養について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、恒例の虫供養ですが、浅草寺より新型コロナウイルス感染症への対策として最小人数の参列要請がありました。

そのため、今年の虫供養は会長・副会長・事務局の 10 名程の参列にて行い、招待者の皆様の参列はご遠慮いただく事といたしました。

また、別会場での集いも今年は中止とさせていただきます。

例年ご参列いただいている皆様には、このような決定となり大変心苦しく存じますが、ご理解を賜りたくお願いいたします。

敬具

【虫供養について】

虫供養は、病害虫防除実施により殺滅した昆虫(法名:蟲之靈位)の冥福を祈念し、併せて業界発展を祈願するものです。

当会設立(昭和 28 年 4 月 1 日)直後の昭和 30 年に開始し、昭和 31 年を除く毎年実施しており、今年で 65 回目を迎えます。

例年、農林水産省等の官庁関係者、植物防疫団体等の業界関係者及び農薬工業会会員役員等の参列をいただいております。

行政からのお知らせ

1. 新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について

令和 2 年 10 月 26 日

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
(協力依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し「年末年始に関する分科会から政府への提言」(別添 1 参照)及び「分科会から政府への提言感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添 2 参照)が行われたため、別添のとおりお送りします。

各位におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組んでいただくとともに、所管団体への周知徹底をお願いします。

以上

年末年始に関する分科会から政府への提言

令和2年10月23日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

別添1

年末年始に関する分科会から政府への提言

第12回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

年末年始には、多くの人が連続した休暇を取ることが予想される。年末年始に感染を拡大させないために、分科会から政府に対して以下のことを提言させて頂きたい。

1. 政府におかれては、今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範を示してもらいたい。
2. 1で述べた趣旨は働き方改革に資するものであり、新たな働き方を創造する意味からも、新型コロナウイルス感染症を契機として、今まで以上に強いリーダーシップを発揮して本提言を実現して頂きたい。
3. 政府におかれては、経済団体、地方公共団体等に対して、政府と同様に分散して休暇を取得することを呼び掛けて頂きたい。
4. 政府におかれては、民間企業とも連携し、「小規模分散型旅行」を推進するなど、GO TOキャンペーン各事業の運用の在り方を含めて、年末年始の人の流れが分散するよう努めて頂きたい。
5. さらに年末年始は飲酒や会食の機会が増えることから、政府におかれては、本分科会から提言した「感染リスクが高まる5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をあわせて国民・社会に幅広く伝わるよう発信して頂きたい。

分科会から政府への提言

感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

令和2年10月23日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

別添2

「5つの場面」に関する分科会から政府への提言

第12回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

緊急事態宣言を解除後、ほぼ半年が経過しようとしている。今冬を
しっかり乗り越えるためには、これまでの対策について評価することが必
要である。

新型コロナウイルス感染症は、屋外で歩いたり、十分に換気がされて
いる公共交通機関での感染は限定的であると考えられる。本感染症の
伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、今冬に備えるため
には、クラスター連鎖をしっかり抑えることが必須である。

9月25日の分科会では感染リスクを高めやすい「7つの場面」を示し
た。その後、各自治体とのヒアリングなどを通してクラスターの分析がさら
に進んだことから、今回、「5つの場面」に整理し、提示することにした。

さらに、飲酒を伴う会食においてクラスターの発生が多く見られている
ことから、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を取りまとめた。

政府においては、「感染リスクが高まる5つの場面」及び「感染リスクを
下げながら会食を楽しむ工夫」を、国民・社会に幅広く伝わるよう発信し
て頂きたい。

1

感染リスクが高まる「5つの場面」

【場面1】飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

【場面2】大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほろ酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

【場面3】マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

【場面4】狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

【場面5】居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

2

感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
②なるべく普段一緒にいる人と、
③深酒・ほろ酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2。）
※1 フェイスシールドはもともマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マスクシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれらも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

3

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数席などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



4

(参考) 7月以降のクラスター等の発生状況の推移

分類(件)	7月	8月	9月	10月 ※10月21日時点で公表されている件数
接待を伴う飲食店	47	41	23	17
会食	37	37	21	19
職場	86	100	80	55
学校・教育施設等	42	80	44	25
医療・福祉施設等	56	194	79	46
その他	53	71	68	31
総計	321	523	315	193

* 報道等情報を元に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において作成。

5

1. 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

令和2年11月12日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた
取組強化等について

令和2年9月11日付け事務連絡（以下「9月11日付け事務連絡」という。）により通知したとおり、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされているが、12月1日以降の催物開催については、当面来年2月末まで、下記のとおりとするので、留意されたい。

加えて、イベント等における業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守を徹底するため、より一層の取組強化を図ることとするので、留意されたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に、しうる催物に限定して、収容率を100%以内にすることができるとする。

具体的な条件（感染防止策）	
① 食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	キャラクターショー、親子会公演等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

初詣における感染防止対策の留意事項について

【別紙5】

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- ・利用する駅の分散
- ・混雑状況の周知・呼びかけ
- など

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

基本的方向性

- これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①**大声を出すことによるリスク**、②**食事をする（マスクを外すこと）によるリスク**、③**参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- 各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- 必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

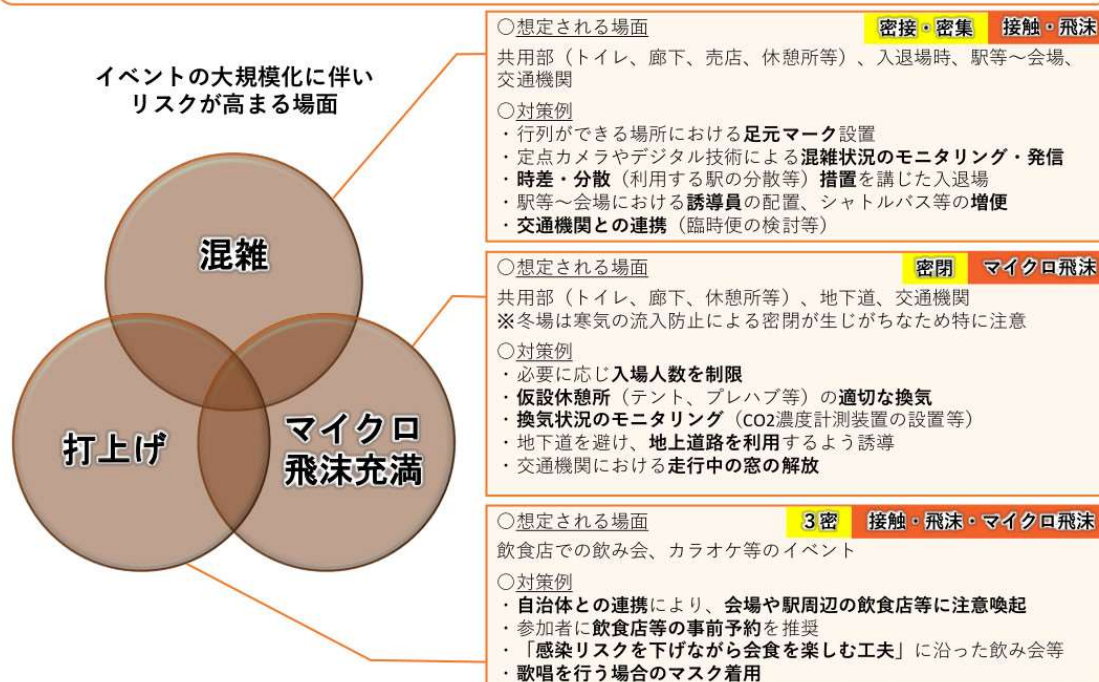
感染リスク	エビデンス・実績	必要な感染防止策
大声を出す ○合唱（演者間の距離） ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染	○合唱（演者間の距離） ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション	○合唱（演者間の距離） ・演者やその家族の体調・行動管理 ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保 例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等 ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）
食事をする ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散	・食事時の飛沫飛散の実測	○映画館（別紙2） ・会話等の発声が生じていない実績 ・食事中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等） ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等） ・食事時間の短縮 ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）
参加者の自由行動を伴う ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性 ・固定席に比べ、接触機会が増加	・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション ・感染防止策を講じた実証実績	○野外ロックフェス、初詣（別紙4、5） ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保 ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止 ・大声が発生しないよう注意喚起

屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント

基本的方向性

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

- イベントが大規模化するにつれて、**混雑**、**マイクロ飛沫**、**飛沫**、**打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれがある。**
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほろ酔いでは、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼ラオクなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料3-4 抜粋

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。



『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、 公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでの イベント 等
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

コスモス（和名：秋桜、学名：*Cosmos* 属、英名：Cosmos）

キク科コスモス属の総称。



メキシコ原産の一年草。スペイン人がメキシコから持ち帰ったことが始まりで、花名 cosmos は、美しいという意味のギリシャ語「kosmos」に由来します。このことから、星がきれいに美しくそろう宇宙のことを「cosmos」と呼び、また、花びらが整然と並ぶこの花も「cosmos」と呼ぶようになったと言われています。

日本では、明治 12 年に日本に渡来した時に「秋に咲く桜のような花」という意

味で「アキザクラ（秋桜）」という名前になったそうです。

特徴：一年生植物の草本。茎は高さ 2-3m になり、よく枝を出す。葉は対生で二回羽状複葉。細かく裂け、小葉はほぼ糸状になる。頭花は径 6-10cm、周囲の舌状花は白から淡紅色、あるいは濃紅色。中央の筒状花は黄色。葯は黄褐色。通常は舌状花は 8 個。開花期は秋で、短日植物の代表としても知られる。

分布：熱帯アメリカ原産。日本では秋の季語としても用いられる。

（一部 Wikipedia より引用）



撮影場所：奈良県の法起寺

撮影者：宮坂初男

花言葉：「乙女の真心」「調和」「謙虚」